第4節 緊急監視

1 レトルト類似食品に対する緊急監視

(1) 実施目的:8月中旬、千葉県で発生したボツリヌス食中毒の原因食となったレトルト類似食品の安全性(ボツリヌス菌等の有無)及び冷蔵保管取扱の現状について確認するため実施した。

(2) 実施期間:平成11年8月30日から9月8日まで

(3) 対象施設:都内大規模販売店 (スーパー、デパート等)

(4) 対象食品:レトルト類似食品

(5) 実施結果

ア 監視状況:

立入施設	スーパー	・デパート	食品販売店	その他	計
立入軒数等	1 2 2	1 9	8	1	1 5 0

イ 監視結果:52品目検査したが、ボツリヌス菌は検出しなかった。

収去軒数	収去数	取扱軒数	取扱品目数	取扱不備件数※
3 2	5 2	120	8 4 2	2 0

※ 10℃を超えて販売していた件数

2 茨城県東海村核燃料施設事故に係わる農畜産物等に対する緊急監視

(1) 実施目的:9月下旬に発生した茨城県東海村核燃料施設事故に係わる農畜産物等への放射能汚染の実態について、主として事故現場から半径10km圏内から出荷されたものについてその安全性を確認し、都民の不安解消のため実施した。

(2) 実施期間:平成11年10月4日から10月15日まで

(3) 対象施設:都内大規模販売店 (スーパー、デパート等)及び乳処理工場

(4) 対象食品:農産物、牛乳等

(5) 実施結果

ア 監視状況

立入施設	スーパー (収去)	デパート	乳処理工場	その他	計
立入軒数等	103 (1)	7	8	4	1 2 2

イ 監視結果

立入り検査を行った施設では、この時点で茨城県産の農産物の取扱がほとんどなく、トマト1検体のみの収去となった。 検査の結果セシウム134、137について検出限界以下であった。これら、監視結果についてプレス発表等により都民 へ適切に情報提供を行った。

第5節 先行調査

1 調査目的

近年、法規制されていないが食品の安全性に都民の関心が高いもの、また、食品製造技術の変革や食生活の多様化などにより新たな食品衛生上の問題について、先行的に実態調査を実施しこれらの安全確認や安全基準設定の資料とすることを目的として、毎年計画的に行っている事業である。

2 調査事項

平成11年度は、次の13テーマについて実施した。

- (1) オーガニック輸入食品の残留農薬実態調査
- (2) 調味料及び香辛料のボツリヌス菌汚染実態調査
- (3) 東京湾産魚介類における農薬等の汚染実態調査(東京湾産アサリ中の有機塩素系化合物等の汚染実態調査)
- (4) 魚介類におけるウイルス汚染実態調査
- (5) 化学的合成品以外の添加物における有害物質等の含有実態調査
- (6) 合成樹脂製器具類等の内分泌かく乱化学物質含有実態調査
- (7) 生食用食品における寄生虫類実態調査
- (8) バイオテクノロジーを応用した食品等の衛生学的調査(第10報)
- (9) 遺伝子組換え食品に関する輸入業者へのアンケート調査結果について
- (10) 腸管出血性大腸菌等の汚染実態調査
- (11) 食品中の微量有害化学物質に関する調査
- (12) 国内産野菜・果実の残留農薬実態調査
- (13) 畜水産食品における動物用医薬品の残留実態調査

3 実施期間

平成11年4月から平成12年3月まで

4 実施内容及び結果

(1) オーガニック輸入食品の残留農薬実態調査

ア 調査目的

近年、食品に対する消費者の「安全、安心、健康志向」の高まりを背景に、有機農産物及びこれを原料としたオーガニック輸入食品が広く流通するようになった。

このオーガニック輸入食品は、原産国において政府や民間団体等の認証を受けているが、各国の認証制度に関する具体的なシステムが不明なため、どのような食品がオーガニック食品とうたわれているのか分からないのが現状である。さらに、これらの食品について、国内流通段階における残留農薬の有無に関する調査報告例は少ない。

そこで、都内に流通しているオーガニック輸入食品 について、原産国における認証システムの文献検索及 び残留農薬検査を実施した。

イ 調査方法

(7) 調査期間

平成11年4月~平成12年3月(新規)

(4) 実施方法

オーガニック輸入食品の中でも、流通量が多く、また、平成6年度から平成10年度に当班が実施した「輸入農産物加工食品に残留する殺虫剤等の衛生学的実態調査」で農薬の検出事例の多かった穀類加工食品を対象に、オーガニック又は無農薬等と表示されている加工食品(以下、「オーガニック食品」という。)36品目、比較検討のためにオーガニックではない食品4品目(シリアル2品目、菓子類2品目)の計40品目について調査を行った。

オーガニック食品 36 品目の食品の種類と原産国の内訳は、スパゲティ 10 品目、マカロニ 6 品目(共に全てイタリア)、その他のパスタ類 1 品目(イギリス)、シリアル 9 品目(アメリカ 6、イギリス 1、スイス 2)、オートミール 3 品目(アメリカ 2、イギリス 1)、菓子類 4 品目(アメリカ 3、オランダ 1)、その他 3 品目(アメリカ 2、カナダ 1)であった。

(ウ) 検査機関

衛生研究所生活科学部食品研究科農薬分析研究室

(エ) 検査項目

i) 残留農薬検査

有機リン系殺虫剤のうち、主にポストハーベスト農薬として使用される4農薬(マラチオン、フェニトロチオン、ピリミホスメチル、クロルピリホスメチル)

と、平成6年度から平成10年度に輸入食品監視班が 実施した先行調査「輸入農産物加工食品に残留する殺 虫剤等の衛生学的実態調査」で検出例のあった農薬を 中心とする6農薬(クロルピリホス、ジクロルボス、 エトリムホス、ダイアジノン、EPN, テルブホス)の 計10農薬について検査を行った。

ii) 表示事項

オーガニック食品について、①原産国での認証の有無、②認証がある場合、その認証団体等の邦文表示の有無、③どのような認証制度(団体)があるか、④オーがニック原料としてどのようなものが使用されているか、等について調査した。

iii) オーガニック認証制度

諸外国及び日本のオーガニック認証制度の現 状について、文献等により調査した。

(オ) 検査方法

残留農薬検査については、平成7年厚生省告示 第161号に記載の分析法に準拠した。

ウ 調査結果

(7) 残留農薬検査

オーガニック食品 36 品目のうち、イタリア産スパゲッティ3品目からクロルピリホスを 0.01~0.02ppm (検出限界 0.01ppm) 検出した。(検出率 8.3%)。この3品目は、いずれも同じ製造者が製造したものであり、同一製品の別ロット2品目及び同様製品1品目であり、いずれも EU が認可した認証団体イタリア・オーガニック協会(以下、AIAB という。)の認証を得た製品であった。

(イ) 表示事項

i) オーガニック食品 36 品目中、原産国での認証団体等の表示のあるものが33 品目あり、そのうち1品目は3種類の認証団体、1品目は2種類の認証団体の表示がされていた。また、この33 品目のうち邦文表示のあるものは20品目であった。(表1参照)

なお、36 品目中、3 品目は、オーガニック又は無農薬等の表示はあるものの、原産国での認証団体等の表示はなかった。

表1 原産国での認証団体等の表示内訳

原産国	認 証 団 体 等 []内は表示数
アメリカ	カリフォルニアオーガニック食品法 [5]、OCIA(米国)[1]、
	QAI (米国) [2]、Texas Organic Standards&Cert [5] (計13)
イギリス	ECO‐CERT [1]、グランピアン社(独自)[1]、ブリティッシュ
	ソイル・アソシエーション [1] (計 3)
イタリア	AIAB [9]、AMAB(伊)[1]、EC Regulation 2092/91 [1]、
	I.M.C(地中海地域認定協会)[1]、イタリアボローニャ・有機栽
	培製品統制協会 [1]、ビオ·アグリコープ (伊) [1]、0CIA (米国)
	[1]、NATURALAND Verband(独)[1]、BNN(独)[1]、
	認証団体の表示なし [2] (計 19)
スイス	BIO [1]、Farm Verfied Organic (米国) [1] (計2)
オランダ	EC Regulation 2092/91 [1] (計1)
カナダ	認証団体の表示なし [1] (計 1)

ii) オーガニック食品に使用されていたオーガニック原材料の内訳を表 2 に示した。 なお、パスタに入っていた野菜類は、麺の着色を目的として使用されていたと考えられる。

表2 食品別オーガニック原材料内訳

食品分類	品品	オーガニック原材料名									
及如万独	日数	小麦	オート麦	トウモロコシ	大麦	米	5イ麦	野菜類	その他*		
パスタ	17	17						2			
シリアル	12	6	8	3	4	3	2		3		
菓子類	4			3			1				
その他	3		1			1			1		
計	36	23	9	6	4	4	3	2	4		

*その他 アマランス、麦芽、きび、キンワ (南米アンデスを原産地とするアカザ科の作物で種子を食用にする) 各 1 ずつ

- (ウ) オーガニック認証制度について
- i) オーガニック食品の認証手続きとそのシステム について

日本の民間認証団体である日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会(以下、「JONA」という)におけるオーガニック認証手続きについては、以下のとおりである。

オーガニック食品の認証を受けたい者(申請者)が、 農地図、使用する資材のラベル、農作業記録等の申請 書類を認証機関に提出する。

認証機関は、提出された申請書類を審査し、その審 査結果を申請者に報告すると共に、検査員に実地検査 を依頼する。

検査員はオーガニックの生産開始時期等申請者自 身に関すること、作物に関すること及び土壌管理等に ついて実地検査を行う。

検査員は実地検査結果を検査レポートにまとめ、認

証機関に提出する。

認証機関は、検査レポートに基づき認証可否の決定 を行い、認証可の場合は認証証明書を申請者に発行す ス

認証証明書には、認証条件の改善等が記載された報告書が添付されるので、申請者は、報告書に記載された改善内容を実施する。

改善後、申請者はオーガニック食品の表示を作成し、 認証機関に報告する。

認証機関は、表示内容の審査を行い、また、検査員は表示違反がないかどうかを調査する。

申請者は、オーガニック食品の収穫、生産及び販売 量について認証機関に報告する。

申請者は、オーガニック食品の物流・取引確認書の申請を認証機関に行う。

認証機関は、申請者の申請に基づき、物流・取引確認書を発行する。

申請者は、物流・取引確認書の発行後、オーガニック食品を販売することができる。

なお、この認証制度は、食品に対して行われ、工場 を認証するものではない。また、世界各国の認証団体 も、ほぼ同様の手続きがとられている。

- ii) JONA では、オーガニック食品の原材料から流通 に至るまでの各段階について以下の基準を定めてい る。
- ・原材料の段階:原材料は、認証されたものが95%以上であること。

他の一般原材料が混入しないように充分管理及び保 管すること。

・製造段階:オーガニック食品と同じラインで一般

食品も製造する場合は、機械類の洗浄を通常の2倍以上行うこと。包装資材は、それ自体から化学物質や金属等が内容物に移行及び汚染しない物質で製造されていること。

- ・製品の段階:保管及び輸送における害虫及び小動物対策に物理的な手段をとること。
- (エ) 各国・地域の法規制について

アメリカ、ヨーロッパ共同体、日本(農林水産省) 及びJONAの認証制度における法基準を表3に示した。 各国の基準は、年数など細部に違いがあるがほぼ同じ であった。

表 3 有機食品についての欧米の法規制及び日本のガイドライン

	アメリカ	ヨーロッパ共同体	日本(農林水産省)*	日本(JONA)
法律名	U.S.Organic Foods Production Act of 1990	Council Reguration (EC) No 2092 on organic production of agricultual products and indications	ν 	
適用範囲	農畜水産物及び同加工食品	農産物及び同加工食品	青果物(生鮮の野菜、果物)、穀類(米麦を除く)、 豆類、茶等の乾燥調整品	加工品
表 示 (名称)	"Organic"(またはOrganically produced など)	"Organic"(英)、"Okologisch" (独)、"Biologique"(仏)など	有機農産物、特別栽培農産物、転換期間中有機農産物	
農産物栽 培条件		播種前2年間あるいは収穫前3年間(多年生作物)の無化学肥料 及び無農薬農地		無化学肥料及び 無農薬農地
加工条件		水分及び食塩を除いて、有機生産 物を95wt%以上含有すること、食 品素材調整の規制など		有機性産物を 95wt%以上含有 すること
土壌育成	使用可、ただし硝酸塩、バクテリア による水質汚染を規制)			堆肥、緑肥及び輪 作
管理体制	National Organic Standards Board の設立と認証・検査体制の 整備と民間認証団体	EC加盟各国による管理・検査体制の整備と報告義務と認証制度	別途"有機農産物等の生産 管理要項"の作成	JONA 認証プログラム

*平成12年3月現在

工 考察

(7)残留農薬検査について

i) イタリア産スパゲッティー1品目からクロルピリホスを検出したため、同一製造者の同一製品別ロット及び同様製品の計2品目について検査したところ、これらからもクロルピリホスを検出した。この3品目については、同じ原材料、同様の製造方法で作られたものと考えた場合同一品とみなすのが適切であることから、クロルピリホスは34品目中1品目から検出

されたことになる。(検出率 2.9%) 平成 6 年 4 月~ 平成 11 年 3 月にかけて、当班が実施した「輸入農産 物加工食品に残留する殺虫剤等の衛生学的実態調査」 では、一般の穀類加工食品 282 品目中 29 品目からク ロルピリホスメチル等が検出されている。(検出率 10.3%) 今回の検査とは、品目数及び検査項目が異な るため一概に比較することはできないが、オーガニッ ク食品からの農薬の検出率は一般食品と比べて低い と考えられる。 ii) EEC1991 規制 2092/91 号 (いわゆる EU 基準)では、製品に対する残留農薬の検査を義務付けておらず、オーガニックの認証を受けた製品から農薬が検出されても「有機又はオーガニック」と表示することについては規制していない。したがって、今回のようにクロルピリホスを検出したものをオーガニック食品として販売しても制約は受けない。また、食品衛生法では、スパゲティのような加工食品については残留農薬基準が設定されていない。そこで、小麦の残留農薬基準 0.1ppm と比較した場合、今回のクロルピロホスの検出値(00.1~00.2ppm)は低いため、ただちに問題があるとはいえない。しかし、一般消費者は、オーガニック食品を「化学物質を含まない安全な食品」と認識していると思われるため、農薬等の化学物質が混入していることは好ましくないと考える。

(イ) 表示について*

平成4年に農林水産省が制定した「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」では、加工食品は適用範囲外であり、認証制度及び罰則に関する規定もないため、「有機又はオーガニック」と表示しながらも、原産国での認証団体の表示やその邦文表示がないものがある。

しかし、平成 12 年 4 月から「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることにより、有機食品の検査、認証制度が導入され、有機及びオーガニックの表示を行う加工食品は、第三者認証機関の認証を受け、有機 JAS マークを表示しなければならない。この有機 JAS マークには、登録認証団体名が記載されるため、認証団体等の表示のないものはなくなっていくものと考えられる。

(ウ) 認証制度について*

平成11年に開催されたFAO/WHO 合同食品規格委員会(コーデックス委員会)において、オーガニック食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドラインについて検討が行われ国際的なガイドラインとして採択された。コーデックス加盟国である日本をはじめ、アメリカやEU等多くの国々がこのガイドラインに準拠して基準を定めており、オーガニック食品の検査及び認証のシステムだけでなく、基準についても統一できる部分は統一されていくものと考えられる。今後、コーデックス基準を採用している国から輸入されるオーガニック食品については、「有機又はオーガニック」の表示が可能になるものと思われる。*平成

12年3月現在

オ まとめ

今回、穀類を原料にしたオーガニック食品 36 品目を検査したところ、同一製造者が製造したスパゲティ3品目からクロルピリホスを検出した。

オーガニック食品の種類及び流通量が増加している現在、残留農薬の実態を把握するために、穀類加工品をはじめとする様々なオーガニック食品について検査を続ける必要がある。

力 参考資料

- ・足立純男ら:「オーガニック食品実務ハンドブック」(サイエンスフォーラム) (1998)
- ・藤井淳生:「オーガニック 認証システムと検査方法」(日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会)(1998)
- ・山口智洋:「オーガニック食品 押し寄せる米国「食」革命の波(日経 BP 社) (1996)
- ・植村振作ら:「農薬毒性の事典」(三省堂) (1988)
- ・河野友美:「穀物・豆 新・食品事典1」(真珠書院) (1994)

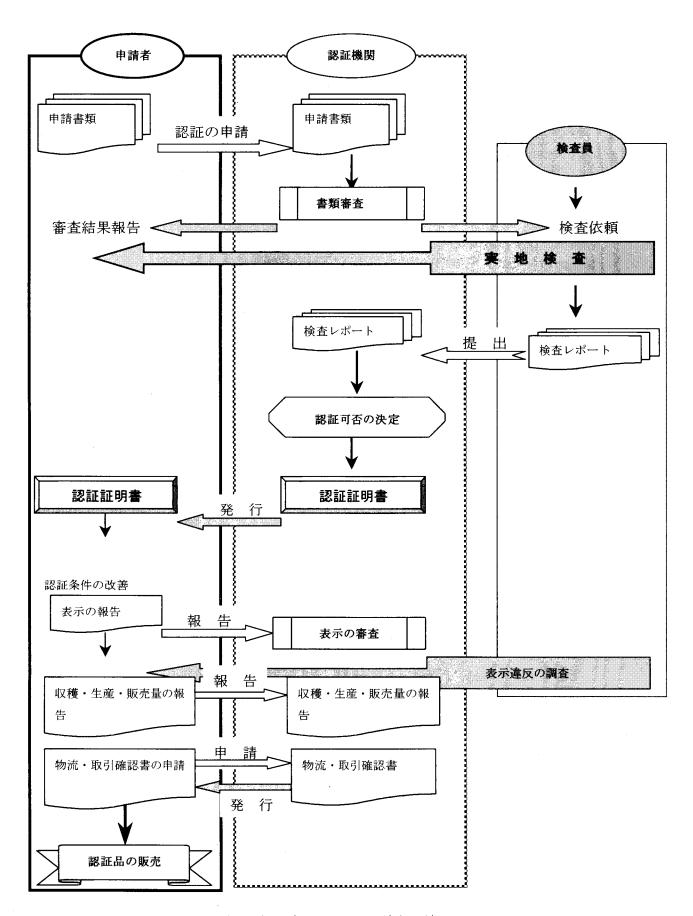


図 オーガニック認証手続きの流れ

(2) 調味料及び香辛料のボツリヌス菌汚染実態調査 ア 調査目的

平成9年度に、びん詰めのオイスターソースからボツリヌス菌が検出され、回収の措置がとられた。

調味料には、原料として使われる香辛料等の特性上、高温·高圧で加熱できないものが多く、製造時の加熱工程によっては芽胞菌に競合する菌を死滅させたり、ヒートショックにより芽胞の発芽を促す可能性がある。そのため、原材料等がボツリヌス菌の汚染を受けていた場合、pH や水分活性等の条件によっては当該品やそれを使った加工食品中での発芽・増殖を招き、食中毒等の重大な事故を引き起こす危険性がある。

そこで昨年度に引き続き、輸入品を中心とした 調味料類、及びその原材料として汚染源となりう る香辛料類について、ボツリヌス菌を中心に細菌 等の汚染実態調査を行った。

イ 調査方法

(7) 調査期間

平成 11 年 4 月から平成 12 年 2 月まで

(化) 実施方法

調味料は14品目14検体を都内販売店4 施設から、香辛料は27品目52検体を都内 製造業者2施設から買い上げ、検査した。

(ウ) 検査機関

東京都立衛生研究所 細菌第一研究科 食品細菌研究室

東京都立衛生研究所 細菌第一研究科 食中毒研究室

東京都立衛生研究所 細菌第一研究科 真菌研究室

東京都立衛生研究所 食品研究科 食 品化学第一研究室

(工) 検査項目

好気性芽胞菌、セレウス菌、一般細菌、 大腸菌群、大腸菌、黄色ブドウ球菌、サル モネラ、ボツリヌス菌、嫌気性芽胞菌、真 菌、pH·水分活性(調味料のみ)、アフラト キシンB群·アフラトキシンG群(香辛料 は粉末のみ)

(オ) 検査方法

ボツリヌス菌:食品衛生検査指針によった。 嫌気性芽胞菌:ボツリヌス菌と同様の方法 で、CW 寒天で分離した。

好気性芽胞菌:85℃で 10 分間加熱後、普通寒天培地で混釈培養した。

その他の細菌:都立衛生研究所発行の食品 衛生細菌検査マニュアルによった。

pH:ホリバ pH メーターで測定した。

水分活性:Rotronic の Aw 測定器により測定した。

アフラトキシン:衛生試験法の改良法により測定した。

ウ 調査結果

(ア) 調味料について

インド産カレーペースト1検体からボツ リヌス D 型菌が検出されたが、毒素は検出 されなかった。また、嫌気性芽胞菌は、上 記カレーペーストを含む2検体から検出さ れた。

大腸菌群、大腸菌、黄色ブドウ球菌、サルモネラ、真菌及びアフラトキシンはすべての検体から検出されなかった。

p H が 4.6 を超えるものが 8 検体あり、 そのうち 6 検体は水分活性 0.94 を超える ものであった。

(イ) 辛料について

嫌気性芽胞菌が、10 品目 14 検体から検 出されたが、ボツリヌス菌、大腸菌、黄色 ブドウ球菌及びサルモネラは 27 品目 52 検 体すべてから検出されなかった。

真菌は 13 品目 19 検体から検出された。 アフラトキシンは 4 品目 4 検体から検出されたが、アフラトキシン B1 の値が 10ppb を超えるものはなかった。

原形と粉末など、2形態について検査したものは、加工度の高い粉末の方が検出率、 菌数ともに高い傾向にあった。

工 考察

(ア) 調味料について

「カレーペースト」より検出されたボツリヌス菌D型については、ヒトへの感受性がなく、食品衛生法第4条第3号違反には該当しないものであった。今回の「カレーペースト」は、pH、水分活性ともに高く、常温で保存されるものであったため、細菌が製品内で増殖する可能性もあり、十分な注意が必要である。

嫌気性芽胞菌の検出は、昨年度の10 検体中4 検体(40%)から、14 検体中2 検体(14%)へ と、今年度は割合としては減少したが、これは 検体の種類や原産国の違いが影響しているも のと思われる。

また、嫌気性芽胞菌の検出された検体は検出 されなかったものに比べて他の細菌類につい ても多く検出される傾向が見られ、製造工程で の殺菌の甘さが伺える結果となった。

水分活性が 0.94 を超える検体が多かったが、これはドレッシングやパスタソース類が多かったためと考えられる。

細菌の検出数は、Julseth らの報告に比べ、 昨年同様全体的に低い水準であった。近年工場 等での取扱いが衛生的になってきているので はないかと考えられる。

嫌気性芽胞菌は、52 検体中 14 検体 (27%) から検出された。これはすべて同じ施設の検体 からのもので、その施設のみの検出率を求める と 70%となる。施設による汚染実態の差が認め られたが、この他の細菌類についても同じ傾向 が見られた。

真菌は、52 検体中 19 検体 (37%) から検出 された。この内、Aspergillus flavus が検出さ れたのは 5 検体 (10%) であったが、このうち 3 検体はアフラトキシン非産生であった。

通常、香辛料は殺菌処理されないため、工場に搬入されたものに菌が付着していた場合、施設内で二次汚染する危険性がある。香辛料の汚染は、調味料やそれを使用した製品の汚染につながることから、十分な注意が払われなくてはならない。

また、香辛料の汚染を防ぐには原産地での取り扱いも重要になることから、今後は現地での収穫や加工工程での衛生状態にも注意を払う必要があると思われる。

(3)東京湾産魚介類における農薬等の汚染実態調査(東京湾産アサリ中の有機塩素系化合物等の汚染実態調査) ア 調査目的 アサリの調査では、概ね例年と同様な検出値

本調査は、東京湾における魚介類等の農薬、重金属、その他有害微量物質等の環境汚染実態を把握するため、昭和50年度から継続し実施してきたものである。

平成11年度も5月から9月に調査を実施したので、その結果を報告する

イ 調査方法

調査場所は、東京湾内の6地点(金沢八景、羽田、三枚洲、船橋、木更津、富津)と多摩川の2地点(府中、田園調布)及び荒川下流1地点(葛西)の計9地点について調査した。

検体はアサリ4kg、海水9ℓ、底質2kg、河川では河川水9ℓ、底質2kgを検体とした。

ウ 検査機関及び検査項目

(7) 東京都立衛生研究所乳肉衛生研究科食肉魚 介化学研究室

アサリ、海水、河川水及び底質、荒川のシジ ミ・カキの検体

HCH (BHC類)、DDT類、ディルドリン (DEL)、ヘプタクロルエポキシド (HPE)、クロルデン類、クロルニトロフェン (CNP)、オキサジアゾン、クロルピリフォス、ヘキサクロロベンゼン (HCB)

(4) 東京都立衛生検査所微量分析研究科有害物 化学研究室

アサリ、海水、底質、河川水及び底質の検体。 PCB、TBTO、金属 (As、Co、Cd、 Zn、Cr、Cu、Pb、Hg)

工 調査結果

- (7) アサリ中の残留農薬について (表-1の通り)
- (4) 海水中の残留農薬について (表-2の通 り)
- (ウ) 多摩川(2地点)の河川水及び底質中の残留 農薬について(表-3・表-4の通り)
- (エ) 荒川の河川水及び底質中の残留農薬について (表-5の通り)
- (オ) アサリ・海水・底質中の重金属について

アサリの調査では、概ね例年と同様な検出値であったが、As, Zn, Cr, Cu等は依然として高い検出値を示した。

- (カ) 底質では P b が高い検出値を示した。海水 の重金属は全く検出されなかった。
- (キ) 多摩川(2地点)の河川水及び底質の重金 属について

河川水及び底質の全ての検体が検出限界値 (0.001ppb) 以下であった。

- (ク) 荒川の底質及び河川水の重金属について 底質はほぼ全ての重金属で検出平均値が昨年 度より低い検出値を示した。特にZn, Cr, Cu等が前年度に比較して低い検出値となっ た。
- (ク) アサリ・底質・海水中のPCB、TBTO について

アサリ・底質のPCB、TBTOは検出状況、 検出平均値とも昨年度と同様な傾向を示した。

- (コ) 海水は全ての検体が検出限界値(0.01ppm) 以下であった。
- (サ) 多摩川 (2地点) の河川水及び底質中のPCB・TBTOについて

河川水・底質は全ての検体が検出限界値 (0.01ppm)以下であった。

(シ) 荒川の河川水及び底質中のPCB・TBTOについて

底質からPCBを 0.03ppm 検出したが、TBT Oは昨年度と同様、全て検出限界値 (0.01pp) 以下であった。河川水は全て検出限界値以下であった。

オまとめ

今年度検出された農薬はアサリ、底質、海水、河川水とも検出値に大きな年次的変化は認められなかったが、東京湾の農薬等による汚染実態を把握することができた。

アサリから検出された農薬は昨年同様、総クロルデンと総DDTであり、前年と比較して検出値は低い傾向を示した。

東京湾及び河川における底質の重金属検査で

非必須金属であるPbが高い検出値を示し、Pb 汚染の進行が危惧される。

PCB、TBTOは、例年と同様な結果となり 年次的変化は認められなかった。

東京湾の「三番瀬」の開発を巡る問題で、そこ に棲息するさまざまな動植物、魚介類等の生態系 維持の重要性が叫ばれていることから、干潟・浅瀬等貴重な水辺環境や自然環境の農薬や重金属等の汚染防止のために、今後も継続的に実態調査をおこなうことが必要と思われる。

表-1 アサリ中の残留農薬

(単位 ppm): WET BASE

		· ·									
松斯	1		農		3			(ND ··	<0.001))	
採取場所	月日	総 HCH	総 DDT	DE1	НРЕ	総クロルデン	CNP	NIP	オキサジ アザン	クロル とリホス	НСВ
金沢八景	5/17	ND	0. 001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	7/27	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	9/10	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
羽田	5/31	ND	0. 001	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND
	7/15	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND
	8/27	ND	0. 001	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND
三枚洲	5/31 7/15 9/ 9	ND ND	0.001 0.001	ND ND	ND ND	0.001 nd	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND	ND ND
船橋	5/28	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	7/13	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	8/24	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
木更津	5/18	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	7/12	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	8/24	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
富津	5/19	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	7/28	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	8/26	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

表-2 海水中の残留農薬

(単位 ppb)

採取場所	月日		農		3	Ę.		(ND ···<0.001)			
*700 T71		₩ HCH	₩ DDT	DE1	НРЕ	総クロルデン	CNP	NIP	オキサジ	クロル 2 リホス	НСВ
金沢八景	5/17	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	7/27	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	9/10	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
羽田	5/31	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	7/15	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	8/27	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
三枚洲	5/31	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	7/15	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	9/ 9	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
船橋	5/28	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	7/13	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	8/24	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
木更津	5/18	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	7/12	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	8/24	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
富津	5/19	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	7/28	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	8/26	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

表-3 多摩川の河川水中の残留農薬

(単位 ppb)

採	取	月日		農		薬 (ND···<0.001)				01)	
場	所		₩ HCH	₩ DDT	DE1	НРЕ	総クロルデン	CNP	オキサシ゛アソ゛ン	クロル ヒ [°] リホス	НСВ
府	中	6/10 7/ 8 8/ 5	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND
田調	園布	6/10 7/ 8 8/ 5	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND

表-4 多摩川の底質中の残留農薬

(単位 ppm):DRY BASE

採	取	月日		農		薬 (ND··<0.001)					
場	所		総 HCH	総 DDT	DE1	НРЕ	総クロルデン	CNP	オキサシ゛アソ゛ン	クロル ヒ [°] リホス	нсв
府	中	6/10 7/ 8 8/ 5	ND ND ND	ND ND ND							
田調	園	6/10 7/ 8 8/ 5	ND ND ND	ND 0. 001 ND	ND ND ND						

表-5 荒川の底質・河川水中の残留農薬

(単位 ppm)

	T				77 PM 75 71						+ br bbii
品			農				(ND···				
名	月 ·	総 HCH	₩ DDT	DE1	НРЕ	総クロルデン	CNP	NIP	オキサシ゛アソ゛ン	クロル ヒ゜リホス	НСВ
底質	5 7 8	ND ND ND	0.001 0.003 0.001	ND ND ND							
河川水	5 7 8	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND	ND ND ND

(4) 魚介類におけるウィルス汚染実態調査

ア 調査目的

平成9年5月、SRSV等のウィルスが食中毒の病因物質として指定されたのを契機に、これまで病因物質不明の食中毒として扱われていた事例のいくつかが、ウィルスを原因としたものであることが明らかになってきた。

都においても、原因が不明であった集団食中毒 事例のうち、25~70%のものがSRSVに起因す る事例であったことが推測されている。

生カキの喫食とウィルス性胃腸炎との因果関係については、徐々に明らかにされつつあるが、 最近、非カキ関連の集団ウィルス性胃腸炎が、小 児に多発している。そのため、生カキ以外の食品 のウィルス汚染についての実態調査は、食品のウィルス汚染を明らかにするうえで必要である。

そこで当班では、平成8年度から東京湾産及び 市販流通の二枚貝についてウィルスの汚染実態 調査を開始し、その後河川水、海産系魚類と巻貝 にまで調査対象を拡大した。

今年度は海産系甲殻類を加えてデータの集積 を図り、若干の知見を得たので報告する。

イ 調査方法

(7) 調査期間

平成11年5月から12月

(化) 実施方法

a 東京湾産二枚貝

東京湾内6地点(金沢八景、羽田、三枚洲、 船橋、木更津、富津)及び荒川河口で採取し たカキ、ムラサキイガイ、シジミ等11品目 66検体を調査対象品とした。

b 河川水

東京湾に注ぎ込む多摩川4地点(多摩川支流の淺川、多摩川支流の大栗川・乞田川合流点、多摩川本流是政橋上流、南多摩処理場排水口)、荒川1地点(船堀橋下流)の計5地点で、5月~12月まで計23回採水し調査対象品とした。

c 市販魚類

市販されているマアジ、ヒラメ等の魚類2

6品目104検体を買い上げ、調査対象品と した。

d 市販巻貝

市販されているアワビ、サザエ等の巻貝5 品目、32検体を買い上げ、調査対象品とした。

e 市販甲殼類

市販されているカニ、イセエビ等の甲殻類 5品目、24検体を買い上げ、調査対象品と した。

(ウ) 検査機関

都立衛生研究所 ウィルス研究科 ウィルス研究室

(エ) 検査項目

A型肝炎ウィルス、SRSV、ロタウィルス、アデノウィルス、エコーウィルス、コクサッキーウィルス、ポリオウィルスについて検査を行った。

(オ) 検査方法

SRSVはPCR法、A型肝炎ウィルス、アデノウィルス、エコーウィルス、コクサッキーウィルス及びポリオウィルスは細胞培養法、ロタウィルスはELISA法により検査を行った。

ウ 調査結果

(7) 東京湾産二枚貝(表-1)

ムラサキイガイ、サルボウ、シオフキ、アカガイの 4 品目から A型肝炎ウィルス、エコーウィルス、コクサッキーウィルスのいずれかあるいは複数が検出され、SRSV、ロタウィルス、アデノウィルス、ポリオウィルスは検出されなかった。月別では 5 月、7 月、1 1 月にウィルスが検出された。

(4) 河川水(表一2)

多摩川からは7月の多摩川本流是政橋上流と 12月の南多摩処理場排水口からそれぞれコク サッキーウィルスを検出した。また、荒川では 9月にエコーウィルスを検出した。

(エ) 市販魚類(図-1)

9 品目からA型肝炎ウィルス、SRSV, エコーウィルス、コクサッキーウィルスが検 出された。月別では、7月~9月と11月~12 月の5ヶ月で検出された。

(オ) 市販巻貝(表-3)

- 5 月のツブガイ1品目の筋肉と内臓のみか らA型肝炎ウィルスが検出された。
- (カ) 市販甲殻類からはいずれからもウィルスは 検出されなかった。

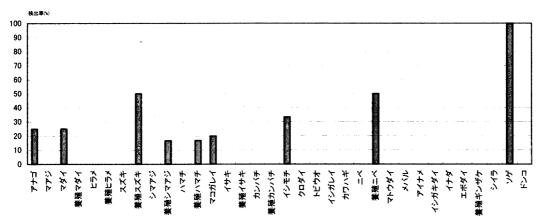
表一 1 東京湾産二枚貝の品目別ウイルス検出状況

									各ウイ	ルスのも	食出状汤	!	
									当該ウイ	レスを検出	した検体数		
				検体数	検出数	検出率		<	検出率%:	象数につい	てのみ示し	<i>t</i> =>	
				10 TT 30		(%)	A型肝炎 ウイルス (分離)	SRSV	ロタウイルス	アデ・ノ ウイルス	エコー ウイルス	コクサッキ — ウイルス	木 [*] リオ ウイルス
	総	数		66	9	13.6	2 <3.0>				5 <7.6>	3 <4.5>	
ァ	4	, 	IJ	17									
シ	オフ	キガ	1	10	4	40.0					4		
カ			+	8									
シ	3	ジ	111	7									
バ	カ	ガ	1	6									
п	タマ	7 ガ	1	6									
7	ラサニ	キイカ	i イ	6	2	33.3	2					1	
サ	ルボ	ウガ	1	3	2	66.7					1	1	
ア	カ	ガ	1	1	1	100						1	
ハ	マ	グ	IJ	1									
マ	Ŧ	ガ	1	1									

表一2 河川水のウィルス検出状況 は未実施

		採水場所・採水月	5月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月
		浅川(多摩川支流)							
	多	大栗川・乞田川合流点							
	摩 川	是政橋上流 (多摩川本 流)		コクサッキー					
١		南多摩処理場排水口							コクサッキー
		荒川 (船堀橋下流)	·			エコー			

図一1 市販魚類の品目別ウイルス検出状況



表一3 市販巻貝の月別ウイルス検出状況

							各 ウ イ ル ス の 検 出 状 況 当該ウイルスを検出した検体教							
梭体名		検体数	検出数	検出率		てのみ示した	示した>							
快件石					(%)	A型肝炎 ウイルス (分離)			コクサッキー ウイルス					
			全体*1	32	1	3.1	1 <3.1>				<u> </u>			
総	费	t	内膜 * 2	32	1	3.1	1 <3.1>							
			筋肉*2	32	1	3.1	1 <3.1>							
		_;	全体*1	8										
7.7	'	ť,		8]:::::]		I			
			筋肉*2	8										
			全体。1	8					J J					
, 1	f	I		8			1		l					
			筋肉・2	8					L	•				
_		- 1	全体*	8	l				l					
・イ	ガ	1	内腺*2	8									-	
		;	筋肉*2	8										
_		:	全体 1	6	11	16.7	!		<u> </u>					
ノブ	ガ	1;	内臓 2	6	1	16.7	11							
			筋肉*2	6	1	16.7	1							
		_ :	全体	2							1	<u> </u>		
・メサ	ザ	I,	内障 2	2					4		<u> </u>	l <u> </u>		
		;	筋肉 2	2					į			1		

*1: 各検体毎に内臓、筋肉の結果を総合したものを「全体」とし、集計した。 *2: 内臓、筋肉はすべて再掲である。

工 考察

ヒトに急性胃腸炎を起こすウィルスの自然 界におけるサイクルを考えると、ヒトの腸で増殖した多量のウィルスは、生活排水を介して有機物として下水処理場を経由し、河川に放流される。河川や海に到達したウィルスは、そこで生息するカキやムラサキイガイ等生息動物に取り込まれて蓄積される。また、ヒトが感染性のあるウィルスで汚染された生物を喫食すれば、ウィルスに感染しウィルスの増殖に至るというサイクルが推定される。

一般的に家庭等の生活排水は、下水処理場においてばっ気・沈殿等の処理後、河川に放流されるが、下水処理場における腸内ウィルスの消長に関する都立衛生研究所や都下水道局の報告によれば、処理工程が進むにつれウィルスの検出率は減少しつつも検出されたが、高度処理協設を有する処理場では砂濾過後は検出されていない。しかし、都内の下水処理場すべてが高度処理施設を有しているわけではなく、下水道普及率も平成10年度末現在、多摩地域で90%という状況である。

これらのことから、ヒトの腸管から排出され たウィルスは下水道処理場を経由した場合で も、河川中に放出されることが示唆され、そこ に生息する魚介類等に蓄積するものと考えら れる。

オまとめ

ヒトの生活圏に近い河川や沿岸域は地域差、季節差等の変動はあるものの、生活排水に由来するウィルスに汚染されている可能性があることがこの4年間の調査で明らかになってきた。来年度は、河川水についてより一層のデータ集積を行うとともに、現在汚染実態が明らかでない淡水系魚介類について調査対象としてウィルスの汚染実態を明らかにしていきたい。

力 参考資料

1) 東京都食品環境指導センター

食品機動監視第2班 平成8年度先行調查報告

2) 東京都食品環境指導センター

食品機動監視第2班 平成9年度先行調查報告

3) 東京都食品環境指導センター

食品機動監視第2班 平成10年度先行調查報告

- 4) Cliver, D. O., Ellender, R. D. and Sobsey,
- M.D., Methods to detect Viruses in food,: J. Food Protec., 46(4), 345-357, 1983
- 5) 吉田靖子、矢野一好、薮内清:マガキによる ポリオウィルスの蓄積実験

東京都立衛生研究所研究年報 39、49-53、1988

6) 杉枝正明、秋山眞人、長岡宏美、西尾智裕、 赤羽荘資:市販カキからのウィルス分離 静 岡県衛生環境センター報告 36,61-64,1993

- 7) 矢野一好、古畑勝則、鈴木淳、村田理恵、村田以和夫、竹内正博:水中微生物のリスク評価一最小感染単位の微生物検出に要する試験水量の試算 東京都立衛生研究所研究年報 48, 280-285, 1997
- 8) 川村吉晴、高橋明宏: 再生水の衛生学的安全性 確保技術の開発に関する調査その 2 東京都下水道局技術調査年報 237-243, 1998

(5) 化学的合成品以外の添加物における有害物質等の含有実態調査

ア 調査目的

食品添加物の安全性に対する消費者の関心が高いなかで、消費者の健康志向を受けて、食品業界では添加物の使用を化学合成品から化学合成品以外のもの(以下「天然添加物」という)に切り替える傾向にある。着色料の場合、国内におけるタール色素の使用量は1973年度では400トンであったが1998年度では146トンと減少しており(1)(2)、その差は天然色素の使用などで補われていると推察される。

一方、平成7年の食品衛生法の改正において、 天然香料等を除く天然添加物は、合成添加物と同様に指定制度の適用を受けることになり、従来から使用されてきた天然添加物については、その範囲を「既存添加物名簿」として確定した上で引き続き、販売等を認められた。また、平成11年4月に告示された「第七版 食品添加物公定書」においては、60品目の天然添加物に成分規格が設定され、さらに、天然添加物の抽出溶剤の種類と残留基準を定めた製造基準が設定された(平成12年3月31日迄に製造されたものは除く)。

しかし、「既存添加物」は長年の使用経験から そのまま使用が認められたものであり、まだ多く のものについて規格基準の設定や安全性の確認 がされていない。そのため、天然添加物に対して 不安を持つ消費者がおり、また、安全性について 疑問を伝える報道もある。

こうした天然添加物に関する課題を整理し、品質と安全性の評価を行うため、有害物質等の含有について実態調査を行ってきた。今年度は甘味料、保存料、酸化防止剤、着色料、増粘安定剤について実態調査を行ったので報告する。

イ 調査方法

(7) 調査期間

平成11年4月から12年3月まで(新規)

(化) 実施方法

添加物メーカー営業所・添加物卸売業から の買い上げ、メーカーからのサンプリングに より収集

(ウ) 検査機関

都立衛生研究所生活科学部食品添加物研究 科·添加物研究室

都立衛生研究所微生物部細菌第一研究科食 品細菌·真菌研究室

(工) 検査項目

カンゾウ抽出物 (9 品目、以下品目省略)、 カンゾウ末 (1)、ステビア抽出物 (10)、酵 素処理ステビア (3)、ステビア末 (1)、 ε -ポリリシン (1)、しらこたん白抽出物 (1)、 チャ抽出物 (4)、カフェイン (1)、生コーヒ 一抽出物 (1)、コウリャン色素 (3)、デュナ リエラカロテン (2)、カカオ色素 (3)、ウコ ン色素 (2)、クロロフィル (2)、アラビアガ ム (3)、以上計 47 品目について、以下の検 査項目で検査を実施した。

重金属類(重金属、Pb、Cu、Cd、Cr、Hg、As)、有機溶剤(メタノール、アセトン、ジクロロメタン、イソプロパノール、酢酸メチル、ジエチルエーテル、メチルエチルケトン、酢酸エチル、1.2-ジクロロエタン、n-ヘキサン、トリクロロエチレン)、農薬(臭素、チアベンダゾール(TBZ)、イマザリル(IMZ)、オキサミル、メソミル、ベンダイオカルブ、カルバリル、イソプロカルブ、フェノブカルブ、メチオカルブ)、フェオホルバイド、細菌検査(細菌数、大腸菌群、大腸菌、黄色ブドウ球菌、サルモネラ)、真菌、pH、水分活性

(オ) 検査方法

検査項目名	測定方法
色価	吸光度法
重金属	添加物の規格基準に定める「一般試験法」中の「重金属試験法」(数値
	は Pb としての値である)
Pb、Cd、Hg、As	原子吸光光度法
Cu, Cr	ICP 発光分光分析法
有機溶剤	ガスクロマトグラフ法
農薬	ガスクロマトグラフ法、、高速液体クロマトグラフ法
フェオホルバイド	昭和 56 年 5 月 8 日 環食第 99 号 厚生省環境衛生局長通知に準ずる

ウ 調査結果及び考察

既存添加物について、国内では食品衛生法に基づく成分規格以外に、日本食品添加物協会による「第二版 化学的合成品以外の食品添加物自主規格」⁽³⁾(以下「自主規格」という)、国際的には JECFA(FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) ⁽⁴⁾や米国の FCC(FOOD CHEMICALS CODEX) ⁽⁵⁾ により品質規格が設定されている。今回の調査ではこれらも参考にした。

(7) 重金属類

重金属試験法では、コウリャン色素(2 品目)から自主規格($20 \mu g/g$)を超える重金属を検出した。これらはいずれも銅の含有量が多いためと思われる。また、47 品目中 5 品目からクロムが $9\sim35 \mu g/g$ 検出された。「日本人の栄養所要量一食事摂取基準」 $^{(6)}$ では、成人 1 日の許容上限摂取量は、銅が約 $9,000 \mu$ g、クロムが約 200μ g と設定されている。添加物として使用される(約 0.01%オーダー)なら衛生上の問題はないと思われる。

また、47 品目中 5 品目から鉛($0.7\sim1.5\mu$ g/g)、2 品目からカドミウム($0.2\sim0.6\mu$ g/g)、5 品目から水銀($0.02\sim0.14\mu$ g/g)、11 品目から上素($0.2\sim0.6\mu$ g/g)を検出したが、いずれも少量であった。

なお、上記以外の検査結果は、重金属類は検 出限界以下、もしくは JECFA、FCC、自主規格 に適合していた。

(イ) 有機溶剤

原料から天然添加物を抽出・精製する時に使 用された有機溶剤が、製品中に残留することは、 食品衛生上問題となることがある。特に塩素系 のものについては発ガン性の指摘があり、 FAO/WHO も使用は望ましくないとしている⁽⁷⁾

カンゾウ抽出物(6 品目、以下品目省略)、 酵素処理ステビア(2)、ステビア末(1)、チャ 抽出物(1)、コウリャン色素(1)、クロロフィ ル(2)からメタノールが検出された。また、 デュナリエラカロテン (2) からアセトンと n-ヘキサン、生コーヒー豆抽出物(1)から酢酸 エチルが検出された。メタノール、n-ヘキサン について自主規格(メタノール; 50 μg/g 以下、 n-ヘキサン;25μg/g以下)を超えているもの があった。抽出溶剤等として使用されたものが 残留したと思われる。特にカンゾウ抽出物中の メタノールはかなり多く、最大で 12000μg/ g検出した。カンゾウ抽出物においては、「メ タノールにあっては 50μg/g を超えて残存し ないように使用しなければならない」という製 造基準に適合しない可能性がある。

0.1%以上のメタノールを含有する酒精飲料は食品衛生法4条違反とみなされる。メタノールは製造過程で生成される可能性⁽⁹⁾があるが、多量に含有することは問題なので、引き続き実態を調査する必要がある。

その他の有機溶媒については、全ての試験品 目において検出限界以下であった。

(ウ) 農薬

カンゾウ抽出物 (4 品目、以下品目省略)、 カンゾウ末 (1)、ステビア末 (1)、しらこたん 白抽出物 (1)、チャ抽出物 (1)、カテキン (1)、 生コーヒー豆抽出物 (1)、コウリャン色素 (2)、 デュナリエラカロテン (1)、カカオ色素 (2) から臭素を検出した。

臭素は天然に広く存在するが、カンゾウ抽出物 $(1\sim81\,\mu\,g/g)$ 、カンゾウ末 $(25\,\mu\,g/g)$ 、ステビア末 $(21\,\mu\,g/g)$ 、生コーヒー豆抽出物 $(68\,\mu\,g/g)$ からの検出量は多かった。粉の理由として、農薬や輸入時のくん蒸剤に由来する臭素が原料に残留したり、製造過程で除去されず、濃縮されたためと考えられた。

そこで、臭素を $25 \mu g/g$ 検出したカンゾウ末からカンゾウ抽出物を試作した。その結果、臭素を $92 \mu g/g$ 検出し、抽出・精製過程で臭素が濃縮されることを確認した。臭素を大量に摂取すると悪心、嘔吐、腹痛及び麻痺などを起こすことがあるので、特にカンゾウ抽出物と同様の方法で製造されるものは注意が必要である。

その他の農薬については、全ての試験品目に おいて検出限界以下、もしくは食品衛生上問題 のない検出量であった。

(エ) フェオホルバイド

クロレラ加工品における規制値(既存フェオホルバイド量が 100mg%をこえ、または総フェオホルバイド量が 160mg%をこえるものであってはならない)を超えるものはなかった。

(オ) 微生物検査

増粘安定剤には微生物に汚染されているものがあるとの報告がある(10)。アラビアガムから細菌、真菌を検出した。細菌数は最大で1g当たり10²オーダーと少量であったが、微生物が増殖しやすいものなので注意が必要である。

エまとめ

今回は、甘味料、酸化防止剤、保存料、着色料、 増粘安定剤(計 47 品目)における有害物質等の 含有実態調査を行った。重金属では、重金属試験 法で自主規格を超えるものがあった。有機溶剤で はメタノール、酢酸エチル、アセトン、n-ヘキサンを検出し、製品に残留していることが確認された。特に、メタノールの検出量は多く、猶予期間 が過ぎれば製造基準違反に問われるものがあった。農薬では臭素を検出した。臭素が天然に広く 存在し、また、農薬やくん蒸剤に由来するためと 思われる。今回、カンゾウ抽出物中の臭素が、製造の過程で濃縮されることが確認された。これらの対策として、今後は原料の段階からの品質管理、抽出・精製方法の改善、製品の殺菌工程の導入など製造方法の工夫が必要となるだろう。

また、添加物の表示では名称や成分名が不正確なもの、色価の表示がなく、規格の色価試験の適否を判定できないものがあった。表示についても課題があると思われる。

現在、厚生省は天然添加物の安全性評価、品質 規格の設定作業を進めているが、成分規格が設定 されているものはまだ少ない。未設定のものにつ いて、引き続き実態調査が必要と思われる。

才 参考資料

- (1) 村井 浩:月刊フードケミカル、15 (12)、p27~30 (1999)
- (2) 食品化学新聞、2000年1月13日
- (3)日本食品添加物協会:第二版 化学的合成品以 外の食品添加物自主規格(1993)
- (4) FAO/WHO expert committee of food additives: FAO Food and Nutrition Paper. 52 (1996)
- (5) National Academy press: Fourth Food Chemicals
 Codex (1996)
- (6)「第六次改定 日本人の栄養所要量--食事摂取基準」平成11年7月厚生省保健医療局長通知
- (7) WHO Technical Report Series <u>751</u>, p22(1987)
- (8) WHO Technical Report Series 789, p12(1990)
- (9) 中村 幹雄:月刊フードケミカル、2(2)、p19~22(2000)
- (10) 日本生活協同組合連合会:第一版 天然添加物 安全性評価資料集、p36(1998)

(6) 合成樹脂製器具類等の内分泌かく乱化学物質含有実態調査

ア 調査目的

内分泌かく乱作用が疑われている化学物質の現状を把握するために、平成9年度から「食品用合成樹脂製器具類」から溶出する可能性のある物質を対象として、器具類の材質中含有量及び溶出量の実態調査を行っているところであり、平成10年度までの2年間にわたり、ポリカーボネート「以下(PC)」製品の原材料であるビスフェノールA「以下(BPA)」について、材質中の含有量及び溶出の実態を明らかにした。

平成11年度は、ポリスチレン「以下 (PS)」製品中に未重合物質または製造時の副反応物質として残存するスチレンダイマー「以下 (SD)」及びスチレントリマー「以下 (ST)」及びポリ塩化ビニル「以下 (PVC)」製のラップフィルム等に含まれるフタル酸エステル類等の可塑剤及び合成樹脂関連物質について、3種類の実態調査を行なった。

イ 調査方法

(7) 食品用 PS 製品中の SD 及び ST の実態調査

市販の PS 製品について、①材質鑑別、②材質中に残存する SD 及び ST の材質中の含有量、③食品擬似溶媒を用いた SD 及び ST の溶出量を検査した。

a 調查対象品目

用途の異なる PS 容器 51 検体を都内販売店 から買い上げにより収集した。

(内訳) ・即席食品容器 (ラーメン、焼きそば、米飯類等) 26 検体

- ・デザート類容器(生洋菓子、アイス等) 5 検体
- ・業務用使い捨て容器(刺身盛り用、すし 用等) 5 検体
- ・家庭用使い捨て容器(惣菜入れ、スプーン、カップ等) 5 検体
- ・家庭用調理器具・保存容器等(まな板、調味料入れ等) 10 検体

b 溶出条件

溶出条件は、PS 容器の用途により使用条件が異なるため、用途別に以下の溶出条件を組合わせて設定した。

溶出条件(食品衛生法に準じる)	溶出条件の目的	想定する使用方法例
水 60℃ 30分放置	使用温度が 100℃を越えない場合	・ 一般の加工食品
水 95℃ 30 分放置	使用温度が 100℃を越える場合	・加熱直後の食品等
20%ェタノール 60℃ 30分放置	アルコール食品を入れる場合を想定	・アルコール飲料等
n-^プタン 室温 60分放置	油脂性食品を入れる場合を想定	・ 油脂成分の多い食品

(イ) PS 製カップ入り即席麺中の SD 及び ST 溶出 量調査

市販の PS 製カップ入り即席麺について、① 材質鑑別、②材質中に残存する SD および ST 濃度(材質試験)、③実際に調理した場合にスー プおよび固形分(麺、具等)に移行する SD およ び ST 量の測定及び④栄養成分分析を行った。

a 調査対象品目

市販の PS 製カップ入り即席麺30検体を 都内販売店から買い上げにより収集した。

(内訳) ・ラーメン (油揚げ麺、ノンフライ麺、生タイプ麺) 17 検体

・日本そば(油揚げ麺) 2 検体

・うどん (油揚げ麺) 5 検体

・焼きそば(油揚げ麺) 6 検体

b 実施方法

カップ入り即席麺に溶出する SD 及び ST 量の測定は、商品に記載された調理条件に 従って調理後、喫食終えるまでの時間を考慮して 15 分間室温放置したのち、スープと固 形分とに分離して行った。

(ウ) 合成樹脂製ラップフィルム中の可塑剤実態 調査

PVC 製を主体とするラップフィルムについて、

①材質鑑別、②フタル酸エステル類を中心とする可塑剤等の材質中含有量及び③可塑剤等の検査対象物質のうち、PVC 製ラップのみから検出のあった、ノニルフェノールについて、食品擬似溶媒を用いた溶出量調査を行った。

a 調查対象品目

都内販売店において、異なる原料樹脂または製造者のラップフィルムを計18検体買い上げにより収集した。なお、検体は原料樹脂の性質上、フタル酸エステル等の可塑剤を含有する、PVC製品及びポリ塩化ビニリデン

「以下「PVDC」」製品を中心とした。 (原料材質の内訳)

- 家庭用品 (PVC (5)、PVDC (2)、ポリエチレン (2)、ポリオレフィン系樹脂 (2)、ポリプロピレン・ナイロン (1)、ポリメチルペンテン樹脂 (1))
- ・業務用ラップフィルム (表示なし) 合計 5 検体

b 溶出条件

溶出条件は、ラップフィルムの使用条件を 想定して、以下のように設定した。

溶出条件(食品衛生法に準じる)	溶出条件の目的	想定する使用方法例
水 60℃ 30分間保持	使用温度が 100℃を越えない場合	・ 一般の加工食品
水 90℃ 30分間保持	使用温度が 100℃を越える場合	・加熱直後の食品等
4%酢酸 60℃ 30分間保持	酸性食品を包装する場合を想定	・ 酢の物等
20%ェタノール 60℃ 30分間保持	アルコール食品を包装する場合を想定	・アルコールを含む食品等
n -^7 タン 25℃ 1時間保持	油脂性食品を包装する場合を想定	・油脂成分の多い食品

(オ) 実施期間

平成11年4月~平成12年1月

(カ) 検査機関

衛生研究所 生活科学部 食品添加物研究科容器包装研究室

衛生研究所 生活科学部 食品添加物研究科添加物第一研究室

衛生研究所 生活科学部 食品添加物研究科 食品化学第一研究室

衛生研究所 生活科学部 乳肉衛生研究科 食肉魚介化学研究室

(キ) 検査項目

a 材質鑑別

赤外線スペクトル法により検体の材質鑑別を 行った。

b 材質試験及び溶出試験

①PS 製品中の SD 及び ST について

試験品の PS 材質中に残存する、SD 4 種類、ST 8 種類、合計 1 2 種類の SD、ST について分析を行った。定量限界は材質試験 10ppm、溶出試験 0.3~1ppb であった。

②合成樹脂製ラップフィルムに含まれる可塑剤等

について

環境庁の示す「環境ホルモン作用が疑われる67項目のリスト」に記載される物質のうち、可塑剤9種類(フタル酸エステル:DEP、DPrP、DBP、DPP、DHXP、DEHP、DCHP、BBP アジピン酸エステル:DEHA)及びその他の合成樹脂関連物質3種類(BPA、オクチルフェノール及びノニルフェノール)の合計12物質について分析を行った。また、環境ホルモン作用が疑われている物質以外でも、ラップフィルムに使用されている主な可塑剤4物質(アジピン酸エステル:DiNA、610A、79A クエン酸系エステル:ATBC)について調査を行った。定量限界は、材質試験の可塑剤では 0.005% 及びその他の合成樹脂関連物質では 2ppm であり、溶出試験では 10ppb 以下であった。

ウ 調査結果及び考察

- (7) 食品用 PS 製品中の SD 及び ST の実態調査
- a 材質鑑別の結果、容器内側(食品に接する部分)の材質は PS が 40 検体、スチレン重合体とブタジエン重合体をポリマーブレンドした耐衝撃性 PS が 11 検体であった。 PS のうち 16 検体は一般用 PS であり、24 検体は発泡 PS であっ

た。発泡 PS は成型法により 2 種類に分類され、19 検体が押し出し法シート成型品「以下「PSP」」

5 検体がスチレンビーズ発泡成型品「以下「EPS」であった。(表1)

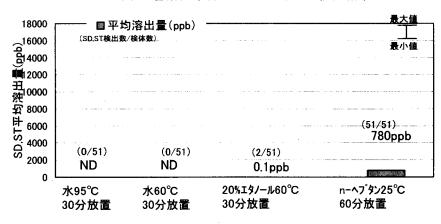
表1 容器内側の材質による分類

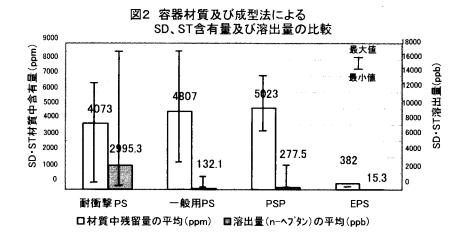
品目	検体数	一般 PS	発泡	耐衝撃 HIPS	
-			PSP 成型法	EPS 成型法	
即席食品容器	2 6	1	1 7	5	3
デザート容器	5	2			3
業務用使い捨て容器	5		2		3
家庭用使い捨て容器	5	3			2
家庭用食器具類・保存容器	1 0	1 0			
合 計	5 1	1 6	1 9	5	1 1

- 材質試験において、SD は 50 検体、ST は全 51 検体から検出された。SD 及び ST の総計では、 全 51 検体から 150~8,490ppm、平均で 4,305ppm 検出された。
- c 溶出試験においては、60℃、95℃の水では
 SD、ST 共に検出限界値以下であった。20% ェタノールでは、2 検体のみより、ST が各々3.1ppb、
 1.0ppb 検出された。また、n-^プタンでは SD は

46 検体、ST は全 51 検体から検出された。SD 及び ST の総計では、全 51 検体から 2.6~17292.8ppb、平均で 779.7ppb 検出された。このことから、溶媒の脂溶性が高いほど SD、ST の溶出量が多いことが推察された。(図 1)また、発泡 PS のうち EPS は、材質中の SD、ST 含有量及び n-^プタンによる溶出量が他の PS 容器より低かった。(図 2)

図1 各溶出条件におけるSD,STの検出結果





- (イ) PS 製カップ入り即席麺中の SD 及び ST 溶出 量調査
 - a 材質鑑別の結果、PS 容器本体は 30 検体すべて発泡 PS であった。また、成型法別には、PSP27 検体、EPS3 検体であった。PSP 容器のうち、焼そば以外(24 検体:ラーメン、うど

ん、そば)は、容器本体外側に、耐衝撃 PS であるスチレンーブタジエン共重合体(SB)フィルムが張り合わせてあった。一方、焼きそば(6 検体)の PSP 容器本体内側には、SB または PS 7 (ルムが張り合わせてあった。(表 2)

表2 容器内側の材質による分類

品	目	検体数	一般 PS	発 泡	耐衝擊 PS	
			一友的	PSP 成型	EPS 成型	
ラーメン、	うどん、そば	2 4		2 1	3	
焼そ	ば ※	6	1			5
合	計	3 0	1	2 1	3	5

- ※ 焼きそばは、容器本体は PSP であるが、容器内側に SB または PS フィルムが張り合わせてある
- b 即席麺カップの材質試験の結果、SD 及び ST は全 30 検体から検出され、SD 及び ST の 総計では、120~5,730ppm、平均で 3,423ppm 検出された。なお、EPS の 3 検体の SD、ST 平 均含有量は 177ppm と他の PS 容器より低かっ た。(図 3)
- c 溶出試験の結果、SD は 30 検体中 22 検体から、ST は全 30 検体から検出された。SD 及び

ST の総計では、0.5~63.0ng/g、平均22.7ng/g 検出された。耐衝撃PS は平均42.6ppbと溶 出量が多かった。一方、EPS の平均溶出量は 1.8ppbであり、材質中含有量と同様に少なく、 PS 容器の内側の材質及び成型法によりSD、 ST 溶出量に差異が認められた。(図3)また、 容器材質中のSD、ST 含有量と溶出量には、 ある程度の相関が認められた。(図4)

図3 PS容器の材質及び成型法による SD,ST含有量と溶出量の比較

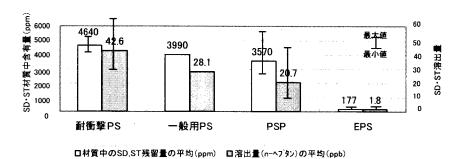
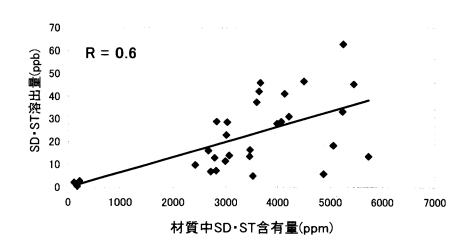


図4 材質中のSD·ST含有量と 溶出量の散布図



- d 栄養成分分析の結果、粗脂肪量と SD、ST 溶出量の相関係数は 0.6 であり、ある程度の 相関が認められた。
- (ウ) 合成樹脂製ラップフィルム中の可塑剤実態 調査
 - a 材質鑑別の結果、検体の材質は6種類に分類された。家庭用品のラップのうち、表示上「ポリオレフィン系樹脂」であった検体がポリエチレン及びエチレン-プロピレン共重合物であった以外は、表示上の樹脂名であった。また、表示のない業務用ラップ5検体は全てPVCであった。
 - b 材質試験の結果、検査対象物質が検出され た材質は PVC 及び PVDC のみであった。環境 ホルモン作用が疑われている可塑剤は検出 されなかったが、ノニルフェノールが10検 体の PVC のうち9検体から検出された。一方、

環境ホルモン作用が疑われている以外の可 塑剤は、PVC 製品に3種類(DiNA、610A、79A)、 PVDC 製品に1種類(ATBC)使用されていた。 (表3) ラップフィルムにおける可塑剤の平 均含有量は、PVC においては 19.83%、PVDC において 4.62%であり、可塑剤の使用実態を おおむね反映した結果と推察された。(一般 的な可塑剤使用量:PVC20~25%程度、PVDC3 ~5%程度) ノニルフェノールは、9検体の PVC から 330~1550ppm の範囲で、平均 656ppm 検出されたが、商品の「添加物名」欄に表示 はなく、検出原因は不明であった。しかし、 酸化防止等の目的で添加されるトリスノニルフュニルホ スファイト等が分解してノニルフェノールを生成 するとの報告があり、これらが検出の要因と 推測された。

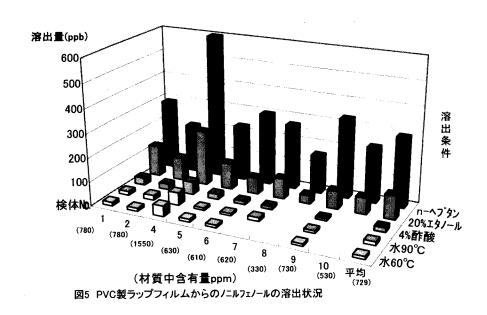
c 溶出試験は、環境ホルモン作用が疑われて

いる物質のうち、ノニルフェノールが PVC ラップフィルム 9 検体のみから検出されたため、この 9 検体を用いて調査を行った。(図 5) ノニルフェノールは n-^プタンに高い溶出傾向が

見られた。また、材質中の含有量と溶出量の 関係を見ると、いずれの溶出条件においても、 材質中の含有量が多いほど、溶出量も高くな る傾向がおおむね認められた。

表3 PVC 及び	PVDC 製ラ	ップフ	ィルムから	の可塑剤等検出状況
-----------	---------	-----	-------	-----------

	含有量		その他物質 (ppm)				
材質		DiNA	610A	79A	ATBC	可塑剤 合計	ノニルフェノール
	検出数	10	5	2	0	10	9
PVC (10 検体)	含有量の範囲	10. 08-18. 87	1. 22-8. 09	2. 95-8. 74	ND	15. 07-26. 96	330-1550
	平均含有量	16.02	2.64	1. 17	ND	19.83	656
	検出数	0	0	0	2	2	0
PVDC (2 検体)	含有量の範囲	ND	ND	ND	3. 41-5. 83	3.41-5.83	ND
\(\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	平均含有量	ND	ND	ND	4.62	4. 62	ND



エ まとめ

- (ア) 食品用 PS 製品中の SD 及び ST の実態調査
- ①全ての PS 容器中に SD または ST の残存が認め られた。
- ②60℃、95℃の水には SD、ST の溶出が認められないものの、20% ェタノールでは 5 1 検体中 2 検体のみからわずかに溶出が見られた。また、n-^ プタンにおいては全ての検体から SD、ST の溶出
- があり、溶媒の脂溶性が高いほど SD、ST の溶 出量が多くなった。
- ③PS 容器の材質の種類および発泡 PS 成型法により、材質中の SD、ST 含有量および n-^プタンによる溶出傾向に差異が認められた。
- (イ) PS 製カップ入り即席麺中の SD 及び ST 溶出 量調査
- ①全ての検体の PS 容器材質中に SD 及び ST の残

- 存が認められた。このうち EPS のカップは含有量が非常に少なかった。
- ②溶出試験の結果、全ての検体から SD または ST が検出されたが、PS 容器の内側の材質及び成型 法により溶出量に差異が認められた。
- ③材質中の SD、ST 含有量とカップ麺への溶出量には、ある程度の相関が認められた。
- ④粗脂肪量と SD、ST 溶出量には、ある程度の相関が認められた。
- (f) 合成樹脂製ラップフィルム中の可塑剤実態 調査
- ①材質試験の結果、環境ホルモン作用が疑われている可塑剤は検出されなかったが、ノニルフェノールが10検体のPVCのうち9検体から検出された。

- ②ノニルフェノールが検出された検体において、商品表示の「添加物名」欄に記載はなく、検出原因は不明であった。しかし、酸化防止等の目的で添加されるトリスノニルフェニルホスファイト等が分解してノニルフェノールを生成するとの報告があり、これが検出の要因と推測された。
- ③ P V C ラップフィルムからのノニルフェノール溶出調査においては、n-^プタンに高い溶出傾向が見られた。また、材質中の含有量と溶出量の関係を見ると、いずれの溶出条件においても、材質中の含有量が多いほど、溶出量も高くなる傾向がおおむね認められた。